

原町個体群管理指針

(策定：令和7年3月)

福 島 県

内容

1	計画策定の背景及び目的	3
	(1) 背景	3
	(2) 目的	3
2	原町個体群について	3
	(1) 原町個体群について	3
	(2) 原町個体群の生息範囲の変遷	5
	(3) 対象市町村及び関係市町村	5
3	対象期間	5
4	原子力発電所事故に伴う避難指示に係る用語の定義	5
5	関係機関と役割分担の概要	6
6	群れ管理の考え方	7
	(1) 概要	7
	(2) 加害レベル評価	7
7	避難指示に伴う区域区分	9
	(1) 概要	9
	(2) 各区域における管理の指針	9
8	実施内容	12
	(1) モニタリング	12
	(2) 被害防止に係る対策	13
	(3) 生息拡大防止に係る群れ管理	16
	(4) 捕獲したニホンザルの処分	16
	(5) 人材育成	17
	(6) 普及・啓発	17
	(7) 情報の一元管理	18
	(8) 関係者間の協議	18
9	他計画との連携	19
10	参考資料	19

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

「福島県ニホンザル管理計画(第4期)」においては、ニホンザルの「個体群管理(ユニット管理)」の重要性が提唱されている。この中で、原町個体群(相双ユニット)の分布域の一部地域は、原子力災害により避難指示が発せられた地域があり、一時的に人が避難したことで人の居住空間に侵出した群れが存在することや、本来は人からの圧力により警戒心が維持されるものの避難という特殊な事情の中でこの機能が発揮されなかったこと、また、帰還が開始された中でも以前とは異なる人との関係性の中で安易に人の居住空間に侵出してしまうなど、避難指示前の健全な環境を阻害する大きな要因の一つとなっている。近年では、2008年から2022年にかけて、原町個体群の生息メッシュが拡大していることが示されており(福島12市町村ニホンザル対策ハンドブック、令和5年3月・復興庁)、特に、2011年以降は、原子力発電所事故による避難が生息拡大の一因になったと考えられる。さらに、帰還困難区域等の特殊な地域を抱えていることで、これらの背景を科学的に判断することが困難であることも対策の遅れを助長させる要因となっている。加えて、加害性が増したニホンザルの群れは、人への威嚇を行うことで帰還又は移住した住民の脅威となっており、特に、他地域から移住してきた住民や、もともとニホンザルの生息がなかった地域に帰還した住民にとっては想定外の被害であることから、被害感情も大きくなっているほか、営農地及び生きがいとしての家庭菜園等に被害を及ぼすことで、実際に帰還・生活再建の意欲の減衰を招く要因ともなっている。原町個体群の生息範囲の拡大と被害発生の懸念は、帰還促進の大きな障壁となることから市町村からも早急な対策を要望されている。

これらのことから、他個体群に先駆けて「原町個体群管理指針」(以下、指針という)を作成し、指針に基づくモニタリングや対策を推進する。

(2) 目的

「原町個体群」について、被害(生活環境被害及び農林水産業被害)及び生息域の急速な拡大を防止し、また、帰還又は移住して間もない住民の生活がニホンザル被害により脅かされ、帰還・生活意欲の減衰につながることを防ぐため、各機関の役割分担を明確化しつつ、実施すべき事項を詳細に示す。

2 原町個体群について

(1) 原町個体群について

ここでは、浜通りを中心に、阿武隈川以東地域の連続したニホンザルの分布地域を「原町個体群」とする(図1参照)。

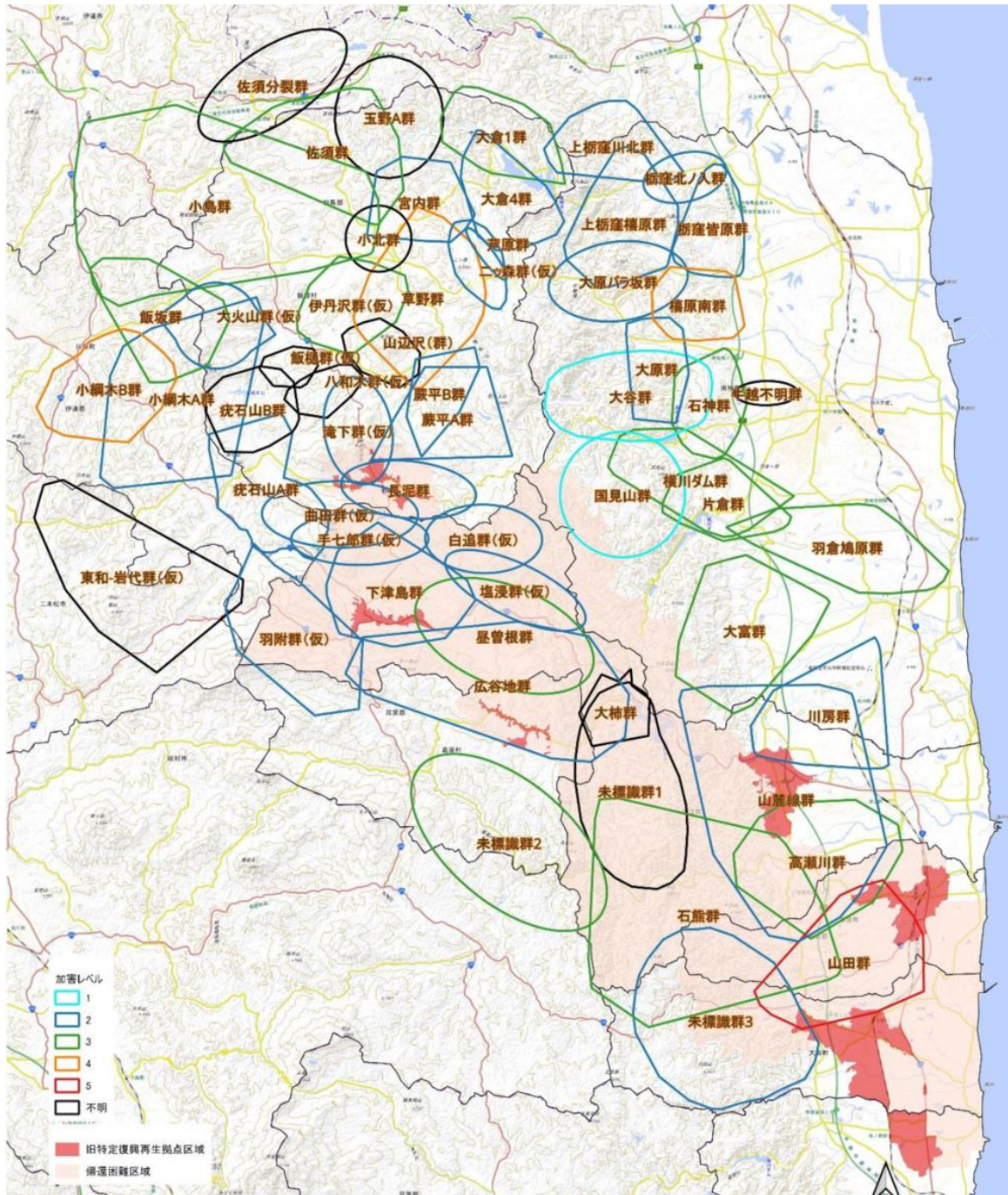


図1 原町個体群の分布域（令和6年10月時点）

地理院タイル(標準地図) <https://cyberjapandata.gsi.go.jp/xyz/std/{z}/{x}/{y}.png>
を元に福島県が加工して作成

なお、本来「個体群」とは、科学的に連続した遊動域を持つとされるニホンザルの集団を指すが、現在の科学的知見では、はっきりとした個体群の分離が難しいため、管理のために任意で定めるニホンザルの集団を「管理ユニット」と呼ぶ。

本指針中では、「原町個体群」と「相双ユニット」は同一のニホンザルの集団を指すものとし、原町個体群の表現で統一する。

(2) 原町個体群の生息範囲の変遷

国が実施する自然環境保全基礎調査において、ニホンザルの分布に関して、過去2回の調査が実施されており、1978年と2003年の分布状況が把握されている。報告書によれば、1978年には、南相馬市もしくは飯舘村付近のごく一部の地域にのみ群れが確認されていたが、2003年には南北に生息範囲の拡大が見られる(第6回自然環境保全基礎調査・種の多様性調査・哺乳類分布調査報告書、平成16年3月・環境省)。

また、近年、特に原町個体群の生息拡大が著しく、特に福島県ニホンザル管理計画作成時の調査結果や、市町村の実施計画に基づくモニタリング調査結果などから、原発事故の影響のある避難指示区域等では群れの遊動域の拡大が確認されている。

(3) 対象市町村及び関係市町村

本指針の対象市町村は、「福島県ニホンザル管理計画(第4期)」における「原町個体群」の群れが確認されている市町村及び隣接する市町村とする。また、関係市町村として、「原町個体群」に由来すると推察されるハナレザルが目撃されている避難地域の市町村については、適宜情報共有を行うとともにこれらの対策支援、普及啓発を図る(表1のとおり)。

表1 原町個体群管理指針対象市町村及び関連市町村

対象市町村	【県北】伊達市、二本松市、川俣町 【県中】田村市 【相双】相馬市、南相馬市、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
関係市町村	【相双】広野町、楡葉町、富岡町、川内村

3 対象期間

令和7年4月1日からとし、終期は特に定めない。

なお、上位計画である「福島県ニホンザル管理計画」の改定や、今後の避難指示解除等の状況を踏まえ、指針の内容が実態と乖離することのないよう、必要に応じて適宜指針の改定を行う。

4 原子力発電所事故に伴う避難指示に係る用語の定義

原町個体群の生息範囲には、原子力発電所事故に伴う避難指示が発令された地域があり、地域の区分けが複雑であることから、この指針内における国による避難指示に係る用語を表2のとおり定義する。

表2 避難指示に係る用語の定義

避難地域	帰還困難区域と避難指示解除区域を合わせた区域。
帰還困難区域	国により指定され、現在も避難指示が継続している地域。なお、特定帰還居住区域を含む。
特定帰還居住区域	市町村計画により指定され、国により承認された特定帰還居住区域。
避難指示解除区域	過去に原子力発電所事故による避難指示が発令されていたが、現在は解除されている地域。旧特定復興再生拠点区域を含む。
旧特定復興再生拠点区域	市町村計画により指定され、国により承認された特定復興再生拠点区域。なお、現在は市町村計画が満了され、全ての避難指示が解除されていることから、本指針においては、旧特定復興再生拠点区域と呼ぶ。
その他地域	原子力発電所事故による避難指示が発令されたことがない地域。

5 関係機関と役割分担の概要

関係機関の役割分担の概要は表3のとおりとし、これに当てはまらない対応が必要となった場合には、関係機関で協議を行う。

表3 関係機関と役割分担の概要

所属	機関名	役割
市町村	各市町村担当課	市町村ニホンザル管理実施計画の策定(群れの対策方針の立案)、市町村内に遊動域を持つ群れのモニタリング及び対策の実施、実施計画に係る住民との合意形成、対策等にかかる住民への普及・啓発、自治体における復興方針・土地利用等の確認及び情報共有
	捕獲隊、実施隊	市町村ニホンザル管理事業実施計画に基づく捕獲(有害捕獲、個体数調整等)及びその他対策の実施
県	自然保護課	関係機関の広域的な調整(連携会議(仮称)の開催)、市町村境界及び帰還困難区域と避難指示解除区域の境界を跨ぐ遊動域を持つ群れのモニタリング及び対策方針の決定、避難指示解除区域におけるモニタリング及び対策の支援、生息拡大防止に係るモニタリング、総合的な情報収集及び一元管理、指針の策定及び普及、技術向上のための研修会の実施、避難地域鳥獣対策支援員を活用した市町村ニホンザル管理実施計画の策定支援、情報収集支援
	環境保全農業課	避難指示解除区域における営農再開のための群れのモニタリン

		グ、農業被害防止対策の支援、農業被害に係る情報収集
	各地方振興局	連携会議(仮称)の開催に係る協力、管内における情報収集
	各農林事務所	農業被害防止対策の支援、管内における情報収集
国	環境省	自治体向けの人材育成研修の実施、帰還困難区域における群れのモニタリング(出没情報の提供)等
	復興庁	避難地域における対策のための福島生活環境整備・帰還再生加速事業の範囲内での予算等の支援
その他	専門家(※)	各機関のモニタリング及び対策に係る指導・助言
	専門事業者	モニタリング及び対策(捕獲を含む)のための専門的な人材提供(国、県、市町村が直接実施できない事業の受託を含む)、県による情報収集及び集約への協力
	双葉地方広域市町村圏組合	双葉地方における一般廃棄物処理施設等の運用
	農業者団体	農地における対策、農業者への研修、対策の普及等の機会提供

※福島県ニホンザル管理検討会委員を含む

6 群れ管理の考え方

(1) 概要

ニホンザルの管理は、ニホンザルが基本的に群れで行動する動物であるため、群れの生息状況や加害レベルなどを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する「群れ管理」を基本とする。

(2) 加害レベル評価

ア 概要

福島県ニホンザル管理実施計画(第4期)における加害レベル評価基準により、モニタリングの実施主体において、加害レベルの判定を実施する。

ただし、避難地域においては、営農が再開しておらず特殊な環境にあるため、加害レベルチェックシート(表4)における評価項目はそのままに、レベルポイントによる加害レベルの判定基準を独自に定める(表5)。

表4 加害レベルチェックシート

レベル ポイント	生息環境	群れの出没確認	目視できる平均的な規模(人の生活空間)	人への反応	農作物被害状況	生活被害状況	調査レベル
1	山奥に生息している (人の生活空間には 出沒しない)	ほぼ見かける ことがない	目視困難	遠くにいても人の姿を見 ただけで逃げる(50m以 上)	無い	無い	目視観察により群れを確認してい る
2	孤立民家が点在する	季節的に見か けるときがあ る	2~3頭程度の出 没が多い	遠くにいても人が近づく と逃げる(50m以内)	極軽微な被害がある	宅地周辺でみかける	目視観察や聞き取りにより、群れ のおおよその行動圏を把握してい る
3	数戸~30戸程度の集 落が複数存在する	通年で週に一 度程度見かけ ることがある	群れの10%以内の 規模での出沒が 多い	遠くにいる場合は逃げな いが、20m以内まで近づ くと逃げる	生活に支障をきたす被害 が発生している(再生産 が可能)	庭先に来る、屋根に登 る	目視観察や聞き取りから、行動圏 と個体数を推測している(発信器 未装着)
4	行動圏内に市街地 (店舗や商業施設、 会社などが存在する 地域)がある	通年で週に複 数回見かける	群れの3分の1以 内での出沒が多 い	20m以内に近づいても逃 げない	生活が困難な被害が発生 している(精神的苦痛を 大きく感じる、再生産が 難しい)	器物を損壊する、納屋 に侵入する	群れ個体(メス)に発信器(VHFまた はGPS)を装着しており、これを活 用して行動圏を把握している
5	行動圏内に住宅密集 地(人口密度高い場 所)がある	通年でほぼ毎 日見かける	群れの半数程度 での出沒が多い	追い払っても逃げない、 または、人が近づくと威 嚇するサルがいる	次年度生産を断念する生 産農家が数名以上いる	住居侵入が常態化	発信器を活用して行動圏の把握 と、個体数カウント(年齢構成雌雄 別)を行っている(外部委託を含む)
調査方法	発信器、目視、聞き 取り等	目視、聞き取 り等	目視、聞き取り 等	聞き取り等	聞き取り等	聞き取り等	-

表5 通常地域と避難地域の加害レベル判定基準

レベル	定義	群れへの対応	点数	
			通常地域	避難地域
1	群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害がない。	経過観察	7P～12P	7P～12P
2	群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。	追い上げ等被害対策の強化	13P～21P	13P～17P
3	群れは季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。	被害対策の強化と個体数調整の併用（選択捕獲）	22P～24P	18P～21P
4	群れ全体が通年耕作地に出没し、常時被害がある。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が発生している。	被害対策の強化と個体数調整の併用（部分捕獲）	25P～28P	22P～25P
5	群れ全体が通年・頻繁に出没している。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。	被害対策の強化と個体数調整の併用（全頭捕獲）	29P～	26P～

7 避難指示に伴う区域区分

(1) 概要

原町個体群の遊動域には「帰還困難区域」が未だ残っており、近年避難指示が解除され今後復興が加速すると考えられる「旧特定復興再生拠点区域」、帰還要望に応じてこれから避難指示の解除を目指す「特定帰還居住区域」及び「旧特定復興再生拠点区域を除く避難指示解除区域」という原子力災害に伴う特殊な事情を持ち、それぞれ復興の状況が異なる地域が含まれることから、通常地域とは、対策に関わる関係機関や対策に活用可能な事業等の体制が異なっている。

このことから、各地域における対策が連携して機能するよう、各地域の現状を整理するとともに、地域の特性に応じて、複雑化している対策の実施主体を含めたニホンザル管理の方針を明確化する必要がある。

なお、各機関の役割を含めた対策方針については、復興等の状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

(2) 各区域における管理の指針

ア 帰還困難区域

原子力災害の影響により、立入が制限されている区域であり、事故後から人の活動がなくなったことで、ニホンザルの群れの移動を制限する要因の1つが失われ、原町個体群の生息範囲の拡大につながったと考えられる。現在においても、人の活動が制限され、継続的なモニタリングが困難な区域でもあることから、区域内のニホンザルの生息に係る情報の取得が限定的である。

原町個体群のこれ以上の生息範囲の拡大を抑止し、帰還を促進してくためにも、国、県、市町村等が協力して当該区域内のニホンザルの群れのモニタリングを実施し、実態把握に努める必要がある。なお、基礎情報収集のためのカメラトラップ調査等により大まかな分布状況を把握し、詳細な調査が必要と判断された群れについては、個体数調査等を実施する。

詳細な調査の結果、帰還困難区域内の群れを放置することで、避難指示解除区域に被害が及ぶ可能性が高い等、住民の帰還や生活に影響があると判断された場合は、追い払いや環境整備が難しい区域であることから、捕獲による対策を検討する。帰還困難区域に関して、想定される各機関の役割を以下に示す。

○各機関の役割

- ・各市町村 …自治体における復興方針・土地利用等の確認及び情報共有、市町村ニホンザル管理実施計画の作成(群れの対策方針の立案)
- ・県 …モニタリング情報の集約・管理・情報共有、帰還困難区域と避難指示解除区域を跨ぐ群れのモニタリング、群れの対策方針の立案
- ・環境省 …群れのモニタリング(出没情報の提供)等
- ・復興庁 …自治体の要望に応じて福島生活環境整備・帰還再生加速事業の範囲内での予算等の支援

イ 特定帰還居住区域

現在は帰還困難区域に該当するが、帰還を希望する住民の帰還を目指し、避難指示が一部解除されていく予定地域であり、ニホンザルの出没や被害が住民の帰還意欲に影響しないように十分留意する必要がある。

周辺の群れの分布や、被害状況の実態把握が重要となる地域であることから、国、県、市町村等が協力して情報収集を行う。

また、特定復興再生拠点区域と同様、住民に対する情報発信、普及・啓発活動がより重要となることから、各市町村が中心となり、住民の理解醸成に努める。

特定帰還居住区域に関して、想定される各機関の役割を以下に示す。

○各機関の役割

- ・各町村 …自治体における復興方針・土地利用等の確認及び情報共有、市町村ニホンザル管理実施計画の作成、地域住民への情報発信及び普及・啓発
- ・県 …モニタリング情報の集約・管理・情報共有、帰還困難区域と避難指示解除区域を跨ぐ群れのモニタリング、群れの対策方針の立案
- ・環境省 …群れのモニタリング(出沒情報の提供)等
- ・復興庁 …自治体の要望に応じて福島生活環境整備・帰還再生加速事業の範囲内での予算等の支援

ウ 旧特定復興再生拠点区域

避難指示は解除されているものの、居住している住民は未だ少ないため、追い払いや環境整備等の対策が難しい場合がある。また、帰還困難区域に隣接しており、効果的に対策を行うためには、関係機関の情報共有と連携が重要となることから、当該区域においては、自然保護課が中心となり、群れのモニタリングを行い、対策方針等について調整を行う。

当該地域では、住民に対する情報発信、普及・啓発活動がより重要となることから、各市町村が中心となり、住民の理解醸成に努めるものとする。

旧特定復興再生拠点区域に関して、想定される各機関の役割を以下に示す。

○各機関の役割

- ・各町村 …自治体における復興方針・土地利用等の確認及び情報共有、市町村ニホンザル管理実施計画の作成、地域住民への情報発信及び普及・啓発
- ・県 …群れの対策方針の立案、帰還困難区域と避難指示解除区域を跨ぐ群れのモニタリング及び対策
- ・環境省 …自治体職員に対する人材育成研修の実施
- ・復興庁 …自治体の要望に応じて福島生活環境整備・帰還再生加速事業の範囲内での予算等の支援

エ 旧特定復興再生拠点区域を除く避難指示解除区域

対策の方針については、オ)その他地域と同じ考え方となるが、過去に避難地域であったことにより、ニホンザルの生息拡大や人との関係性の変化が生じ、対策が難しくなっていることから、引き続き、国、県、市町村が連携しながら対策

に取り組む。

旧特定復興再生拠点区域を除く避難指示解除区域に関して、想定される各機関の役割を以下に示す。

○各機関の役割

- ・市町村 …市町村内の群れのモニタリング、市町村管理実施計画の策定、対策の実施
- ・県 …市町村職員に対する人材育成研修の実施、市町村管理実施計画の策定支援、市町村境界を跨ぐ群れの管理に係る調整、市町村が実施するモニタリングに対する支援(予算等の支援を含む)
- ・環境省 …自治体職員に対する人材育成研修の実施
- ・復興庁 …自治体の要望に応じて福島生活環境整備・帰還再生加速事業の範囲内での予算等の支援

オ その他地域

市町村は、市町村管理実施計画の策定及びそれに基づく群れ管理を実施する。

なお、市街地等、ニホンザルの完全排除を目指す地域を明確化し、当該地域においてニホンザルの出没が見られる場合には、加害レベルが低い群れであっても、必要な対策を実施する。

その他区域に関して、想定される各機関の役割を以下に示す。

○各機関の役割

- ・市町村 …市町村内の群れのモニタリング、市町村管理実施計画の策定、対策の実施
- ・県 …市町村職員に対する人材育成研修の実施、市町村管理実施計画の策定支援、市町村境界を跨ぐ群れの管理に係る調整、市町村が実施するモニタリングに対する支援(予算等の支援を含む)
- ・環境省 …自治体職員に対する人材育成研修の実施

8 実施内容

(1) モニタリング

ア モニタリング項目

ニホンザルの群れ管理に必要な「個体数調査」、「人への反応」、「遊動域調査」、「被害状況(生活環境被害及び農作物被害)調査」、「市街地にお

ける出没状況調査」等の各種調査を加害レベル評価に準じて行う。それ以外に必要な調査項目がある場合は、適宜実施する。

イ 実施内容

帰還困難区域内におけるモニタリングは、環境省が「第2期復興創生期間」以降における東日本大震災からの基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）及び福島復興再生基本方針（改正）令和5年7月28日閣議決定の記載に従い、環境省が実施している帰還困難区域内におけるイノシシ等のモニタリングにて得られたニホンザルの情報等を提供する。

避難指示が解除された区域におけるモニタリングについては、市町村ニホンザル管理実施計画に基づき、各市町村において実施する。

なお、避難地域において、帰還困難区域と避難指示解除区域を跨ぐ遊動域を持つ群れ、市町村境界を跨ぐ群れのモニタリングは、市町村からの要請に基づき、県が実施することができる。

ウ 実施方法

「個体数調査」、「人への反応調査」、「被害状況(生活環境被害及び農作物被害)調査」、「市街地における出没状況調査」については、加害レベルチェックシート(福島県ニホンザル管理計画(第4期)より)に基づき実施する(表3)。

「個体数調査」については、群れの構成(雌雄、コドモ、アカンボウの区別)を含め把握に努める。

また、「遊動域調査」については各種発信器により実施されるが、情報収集の利便性等から、本指針ではGPS発信器を推奨する。

エ 人材育成

県は、ニホンザル管理検討会委員等と連携した市町村職員に対するモニタリング技術向上のための人材育成のための研修会を実施する。

(2) 被害防止に係る対策

ア 概要

群れ管理として、被害を発生させている又はその恐れがある群れに対しては、加害レベルに応じた被害防止対策を実施する。

ただし、避難地域においては、未だ住民帰還が進んでおらず、追い払いや環境整備といった対策を実施する人材の確保が難しいケースが想定されることから、このような場合に、専門家等の意見を聞いた上で、加害レベルの低い群れで

あっても群れの全頭捕獲等の対策を実施することを否定しない。

なお、対策の実施にあたっては、事前に実施計画等について住民と協議するとともに、情報発信、普及啓発を並行して実施し、対策に対する協力や効果についての理解醸成を図る。

イ 実施内容

ア) 捕獲

a) 捕獲手法とその定義

加害群を特定した上で、加害レベルと群れのサイズ等をモニタリングしながら、「全頭捕獲」、「多頭捕獲」、「選択捕獲」といった手法を適切に選択する(表6)。

ただし、個体数の減少又は群れの排除を行った後に、別の群れが侵出し被害が増加した事例や、群れに対する捕獲圧を高めた結果、群れの分裂を引き起こし生息域及び被害の拡大をもたらした事例もあるため、捕獲を実施する際には、採用する捕獲手法とその効果を熟知した上で確実に実施する。

表6 捕獲手法の定義

全頭捕獲	加害群の排除が目標であり、加害レベルが著しく高く(加害レベル5)、被害防除対策を実践しても被害の低減が見込めない群れを対して実施する。また、複数の群れが同一地域を利用しており、モニタリング結果から当該群を当該地域から排除することで、相当の被害軽減に資することが確実な場合に実施する。
多頭捕獲	群れの個体数が大きく、追い払い等の被害防止が効果的に実施できないなど、増えすぎた個体数を減少させることで被害軽減に資することが可能と判断された場合に実施する(加害レベル4)。この個体数は、追い払いなどの被害防止が容易に実施できる目安として30頭程度まで縮小させることとし、群内の成獣メスの数にも配慮して実施する。なお、捕獲後の効果を検証しつつ、期待した効果が得られていない場合は、あらためて加害レベル評価により個体数調整を実施する。
選択捕獲	人馴れが進み、人に対する威嚇や生活環境被害(安易な庭先出没や住宅内侵入など)を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する(加害レベル3)。なお、被害を発生させやすい個体の捕獲手法として檻捕獲はこれに該当するものとする。

b) 群れ分裂や被害拡大を抑止するための捕獲方法

群れは成獣メスを中心とした母系集団であり、群れ内の成獣メスを安易に除去し続けると群れが分裂し被害が拡大するおそれがあることから性年齢を識別して捕獲する等、群れの分裂防止に配慮した捕獲方法を検討し実施する。このため、個体数調整は、原則として箱わな（小型捕獲檻）又は囲いわなを用いて実施する。また、箱わなや囲いわなに捕獲された個体以外を銃器により捕獲する場合は、雌雄及び性年齢識別等が容易に確認可能な環境ではないことから、群れの分裂を抑止する対策としては推奨しない。なお、個体数調整時は、群れのモニタリングを強化するとともに、遊動域の変化や群れの質の変化に注視し、成獣メスの錯誤捕獲などの情報を集積して群れの分裂を引き起こすことのないように十分留意する。

イ) 被害防除

耕作地や集落への防護対策としては、侵入防止柵の設置がある。侵入防止柵設置に当たっては、効果のある柵としてワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせた複合柵を推進し、適切な設置と管理を実施するとともに、関係機関はこれを指導する。

ウ) 環境整備

ニホンザルを誘引する環境がある場合には、群れは季節的に定着するほか、新しい群れの移入等により、捕獲等の対策を実施しても被害が減少しないことが想定される。これらのことから、隠れ場所や侵入場所となるやぶ地の刈り払いを行う。また、未収穫物や生活・収穫残渣を地域内から排除する取り組みを推進する。なお、あらかじめ集落環境診断を行い、居住者間で情報の共有や体制づくりについて意識の共有を図ることが重要である。

エ) 追い払い

加害レベルがそれほど高くない群れについては、追い払いを継続することで被害を防止できることが知られている。

対策として追い払いを行う際は、住民の協力が不可欠であるが、継続、反復が必要となり、即時的な効果が得られにくいため、地域住民との協議や普及・啓発活動により、住民理解の醸成を図る。

住民理解の醸成のため、県は普及・啓発に係る資料等の作成を行い、市町村は専門家や専門事業者、避難地域鳥獣対策支援員等の協力を得ながら住民とのコミュニケーション等よりの普及・啓発を図る。

(3) 生息拡大防止に係る群れ管理

ア 生息拡大防止のための重点地域

県内における原町個体群の生息域は徐々に南下する傾向にあり、現在群れが確認されている地域の南端は、双葉町～大熊町付近と考えられる。

生息拡大の際には、幹線道路が1つの障壁となることから、生息域の南端付近に位置する「国道288号線」を本指針における生息拡大防止のための重点ラインとし、周辺におけるモニタリングを強化する。

生息拡大防止に係るモニタリングは、自然保護課が実施するとともに、関係市町村は、情報収集への協力を行う。なお、生息域拡大の兆候が見られた場合には、関係機関と対応を協議し、速やかに決定事項を実施する。

イ 帰還困難区域における対応

帰還困難区域内は現在、県や市町村によるモニタリングが実施困難な状況にあり、ニホンザルの分布に係る情報の把握が限定的である。

このことにより、隣接する避難指示解除区域を含め、科学的根拠に基づく群れの管理、対策の必要性が判断できなくなっている。

帰還困難区域の設定は原子力災害に由来するものであることを踏まえ、国の責務においてモニタリングを実施し、実態を把握した上で、関係機関により協議して対応を進めることが求められる。

ウ ハナレザルへの対応

県もしくは市町村は、群れの分布域外において単独あるいは複数個体のニホンザルを目撃した場合には、その重要度に関わらず速やかに情報共有を行い、分布拡大の兆候が見られた場合には、関係機関と対応を協議し、速やかに決定事項を実施する。

(4) 捕獲したニホンザルの処分

捕獲した有害鳥獣については、法令上は一般廃棄物に分類されるため、一般廃棄物の処分方法に従って処分する。全国的には、主に現場での埋設や焼却等の処理が行われている。

避難地域は、未だ帰還困難区域が存在し、また、自前での処分方法を持たない自治体が多い等、特殊な環境にあることから、捕獲個体の処理ができないことによりニホンザル対策が滞ることのないよう、関係機関が連携しながら、処分を進めて行く必要がある。

帰還困難区域内で捕獲されたニホンザルについては、事業の実施主体に関わらず、環境省に対して、運営する処理施設において処分を行えるよう理解を求める。

処分にあたって、関係者による協議が必要となる場合には、県自然保護課が中心となって協議を進める。

(5) 人材育成

ニホンザル管理のためのモニタリング、加害レベル評価を実施するには、専門的な人材が必要不可欠となるため、国、県、市町村及び専門家等が連携し、人材育成を実施していくことが重要になる。

人材育成に関して、想定される各機関の役割分担を以下に示す。

○各機関の役割分担

- ・市町村 …自治体内研修等により、職員間の技術継承
- ・県 …福島県ニホンザル管理計画の策定、モニタリング・加害レベル評価・市町村ニホンザル管理実施計画策定のために必要な市町村職員向け人材育成研修の実施、市町村が実施する専門的な人材確保に関する支援
- ・環境省 …特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインの策定、野生鳥獣に係る自治体職員向け研修の実施
- ・専門家 …県が実施する人材育成研修への協力
- ・大学等 …カリキュラムを通じた専門的な知識を持つ人材の育成

(6) 普及・啓発

ニホンザル対策を効果的に進めるためには、対策の方針や期待される効果等について、自治体職員はもとより、地域住民の理解促進を図ることが重要となる。

これらを達成するためには、各関係機関が各種計画や対策についての普及・啓発を進めて行く必要がある。

普及・啓発に関して、想定される各機関の役割分担を以下に示す。

○各機関の役割分担

- ・市町村 …現場対応や(8)イに記載する対策協議会等の機会を活用した住民への普及・啓発
- ・県 …福島県ニホンザル管理計画、個体群管理指針等の各種計画に関する説明会・研修会の開催、市町村と連携した住民への情報提供
- ・専門家 …市町村職員のスキルアップのための支援体制の構築に係る県への協力

(7) 情報の一元管理

自然保護課は、各機関が実施したモニタリングの情報を収集し、一元的に管理するとともに、各関係機関等が参照できるよう、情報のフィードバックを行う。

避難地域における情報収集は、福島自然保護課富岡町駐在員事務所が中心となり、福島県避難地域鳥獣対策支援員を活用しながら実施する。

また、自然保護課は各機関が実施する群れ管理のための対策や住民との連携、情報発信等の取り組み事例について情報収集し、優良な事例については、積極的に共有を図る。

被害状況について、自然保護課及び市町村は、聞き取り調査等に基づき、生活被害の情報を収集する。

環境保全農業課及び市町村は、農業被害について調査に基づき情報収集する。

(8) 関係者間の協議

ア 概要

ニホンザル対策を効果的に進めていくためには、関係機関で事前に対応を協議し、共通認識のもとに協力して取り組むことが重要である。

イ 市町村と住民の協議

市町村ニホンザル管理実施計画の策定にあたっては、住民合意のもとに策定することが望ましい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)において、市町村は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する「協議会」を組織することができるとされており、鳥獣被害防止計画の策定と合わせて、必要に応じてこの枠組を管理実施計画に係る住民合意の場として活用する。

なお、協議会によらず個別相談等により住民合意の形成が可能な場合には、この限りではない。

ウ 市町村間の協議(連携会議(仮称)の設置)

市町村境界を跨ぐ群れへの対応方針の決定や、市町村境界付近で追い払い等の対策を行う際には、市町村間で一貫した対応が取れるよう、市町村間で協議を行うことが必要となる。

県は、「連携会議(仮称)」を設置、運営し、市町村間の対応について、調整を図る。

なお、連携会議(仮称)の運営、関係者間の調整に際しては、必要に応じて福島

県ニホンザル管理検討会委員等の専門家に協力を求めることができる。

9 他計画との連携

- ・ 鳥獣被害防止計画
- ・ 第13次鳥獣保護管理事業計画
- ・ 福島県ニホンザル管理計画(第4期)
- ・ 市町村ニホンザル管理事業実施計画
- ・ 第二期避難12市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略
- ・ 広域戦略に基づく市町村個別計画

10 参考資料

- ・ 福島12市町村ニホンザル対策ハンドブック(令和5年3月・復興庁)
- ・ 有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック(改訂版)(2024年6月改訂)
(国立環境研究所、農研機構、宇都宮大学、森林総研)
- ・ 第6回自然環境保全基礎調査・種の多様性調査・哺乳類分布調査報告書(平成16年3月・環境省)
- ・ 令和6年度南相馬市ニホンザル管理事業実施計画書
- ・ 令和6年度浪江町ニホンザル管理事業実施計画書
- ・ 令和6年度飯舘村ニホンザル管理事業実施計画書
- ・ 令和5年度避難指示区域における有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援業務完了報告書(福島県農林水産部環境保全農業課)
- ・ 令和5年度川俣町ニホンザル生息状況調査業務委託報告書
- ・ 令和5年度浪江町ニホンザル管理対策業務委託実績報告書
- ・ 5双農第4号ニホンザル生息状況調査業務委託調査報告書
- ・ 令和4年度特定復興再生拠点区域の解除に伴う新たな生活環境の安全安心確保に資する国、県12市町村が連携した鳥獣被害対策のあり方に関する調査業務報告書(復興庁)